

福祉社会の担い手に求められるもの

—— 社会福祉（児童福祉実践）教育の立場から ——

桐野 由美子*

はじめに

2000年度立命館大学産業社会福祉学部シンポジウム当日に、筆者はシンポジストとして、主にシンポジウムに参加した学生を対象に、ソーシャルワーカーの価値観ならびに実習教育現場のありかたについて問題提起した。

本稿ではそれらの問題提起の解説にあたり、時間制限のためシンポジウム当日に説明を省略した、アメリカでのソーシャルワーク教育、その中でも特に児童福祉ソーシャルワーク実践教育における価値観の重要性等を、アメリカの大学での模範的シラバスとして1998年に出版された米国ソーシャルワーク教育協議会（以下CSWEとする）編『児童福祉実践教育：模範的シラバス要約集』を通して論議する¹⁾。

なお、上記のシラバス要約集の分析は、「国際社会とソーシャルワーク」研究会シラバスプロジェクト作業グループとして行なわれたものである。

I. 「あなたの価値観は何ですか？」

「あなたの心の中に差別や偏見をもっている
すか？」

「子どもを虐待する親は悪い親ですか？」

ジベルマンはソーシャルワーク専門職の機能を実行する能力（competencies）の基盤は、ソーシャルワーク価値観（values）と一致した方法でソーシャルワークの知識（knowledge）と技能（skills）を使用することにあると述べている²⁾。また、CSWE声明文には、「ソーシャルワーク教育プログラムはソーシャルワーク価値観とその倫理的意味合いについての知識を提供し、学生にその知識を現場で応用する機会を与えなければならない。また、学生が自分の個人的価値観を自覚し、自分の持っている問題のある価値観や倫理的ジレンマを明らかにするよう援助すべきである。」とある。加えてCWSEは、ソーシャルワークカリキュラムの全てに浸透すべき価値観として次の6箇条をあげている³⁾。

1. ソーシャルワーカーの（クライアントとの）

専門的関係は個人の価値観と尊厳から成り立っている。その関係は、相互に参加し、クライアントを受容し、機密保持し、誠実であり、

* 京都ノートルダム女子大学助教授

問題に責任をもって対処することにより、高められていく。

2. クライエントの自己決定を尊重し、援助過程に積極的に参加する。
3. ソーシャルワーカーはクライエントが必要な資源を獲得しようとするのを援助することに専念する。
4. 社会公共施設をより人間に優しく、より人々のニーズに応えるものにするよう励む。
5. 多種多様な人々のそれぞれの特性を尊重かつ受容する。
6. ソーシャルワーカーは自分の倫理的品行、実践の質に責任を持ち、自分の専門技術と知識の養成に常日頃努力する。

ソーシャルワーク教育では知識、技術、価値観の3つともが重要要素であることはもちろんであるが、その中でも特に価値観を丹念に教えることが不可欠であることを筆者は強調したい。初めて現場体験をする学生にとってのみでなく、現場の専門職に長年携わる者にとっても、自分の価値観を常に検証し、それを磨いていく作業は重要なものである。なぜなら、すでに習得していたはずの知識や技能に頼るだけでは解決できない新しい問題状況に、現場でよく直面するからである。

ここで特に学生に伝えたいのは、「良いソーシャルワーカーは偏見と差別を持たない。」という神話（myth）である。理想とは裏腹に、人間は誰も完璧ではなく、いかに優秀なソーシャルワーカーであろうとも、どこかである程度の偏見や差別を持っているのが事実である。優秀なソーシャルワーカーは、その事実を自分で認識し、もし自分の持つ偏見や差別が原因で、クライエントの最善の利益にかなうサービス提供ができないかもしれないと疑う場合には、直

ちに同僚やスーパーバイザーに相談し、場合によってはそのケース担当から外してもらうことである。

次に、児童福祉ソーシャルワーク実践における価値観の例を紹介するために、ボストンカレッジのシラバス中にある5項目の価値観を記載する⁴⁾。

1. 子どもの安全が第一優先であることに専心する。
2. 家族中心実践に献身する。
3. すべての子どもがパーマナント（永続的）な家庭を持つ権利があることを信じる。
4. 人々の人種的・民族的背景を尊重する。
5. クライエントが自分のニーズを満たし自分の目標を達成するようにエンパワーされるべきであると信じる。

さらに児童福祉実践教育に必須であるもう一つの価値観の例として「子どもを虐待する親をソーシャルワーカーがどうとらえるか。」をあげることができる。ソーシャルワーカーにとって、クライエントの回復力（resilience）を信じることは非常に重要なこととされている。CWSEは、最近のソーシャルワーク全般の動向の一つとして、この「クライエントの回復力重視」を明記している⁵⁾。つまり、子どもを虐待する親の人間自体が「悪い」のではなく、「子どもを虐待する行為」を悪いとし、再び子どもに安全で愛情に満ちた家庭を提供できるようになるという目標をたて、その親に治療プログラムを提供するケースマネジメントこそがソーシャルワーカーの使命である。

『児童福祉実践教育：模範的シラバス要約集』にあるすべてのシラバスに、児童虐待について多様な角度から詳細に明記されており、また、15シラバスの内1つの科目名は「児童虐待と

ネグレクト」と題し、虐待のダイナミクスとインディケーターに焦点をあて、被虐待児とその家族の特徴や必要なサービスについての集中的講義となっている⁶⁾。

日本でも現在児童虐待件数が急増している事実を反映し、厚生省は2000年度からの児童福祉論・新シラバス目標と内容に、11月11日付けの社援第2667号通知で「児童の権利及び児童虐待」を盛り込むよう社会福祉士養成校に勧告したのは賢明である。また日本の今後の課題の一つとして、前述の加害者としての親の治療プログラムのシステムを作り上げる過程にあたり、精神保健福祉士養成プログラム強化が重要となってくるであろうと思われる。現に、児童虐待防止活動に関する先進国の一つであるアメリカのソーシャルワーカーの約3分の1は精神保健分野の仕事に従事している⁷⁾。

Ⅱ．「現場実習での批判的思考は悪いもの？」

Critical Thinkingを「クリティカル思考」と訳した方が良いのかもしれない。「批判的思考」と訳す場合、日本の文化的見地からみると、「批判」には否定的意味合いが込められているため、誤解される傾向がある。初めに断っておくが、ここでいう「批判的思考（Critical Thinking）」は論理的・科学的検討することであり、必ずしも否定的判定を意味しない。そして「現場実習での批判的思考は悪いもの？」に対する筆者の応えは「ノー」である。

CSWEは4年生大学レベルと大学院レベル両方で必ず習得する「ソーシャルワーカー一般教養科目」の目標の一つとして、「社会、人々またその人々が抱えている問題、また広い範囲では文学・科学・歴史・哲学について批判的思考

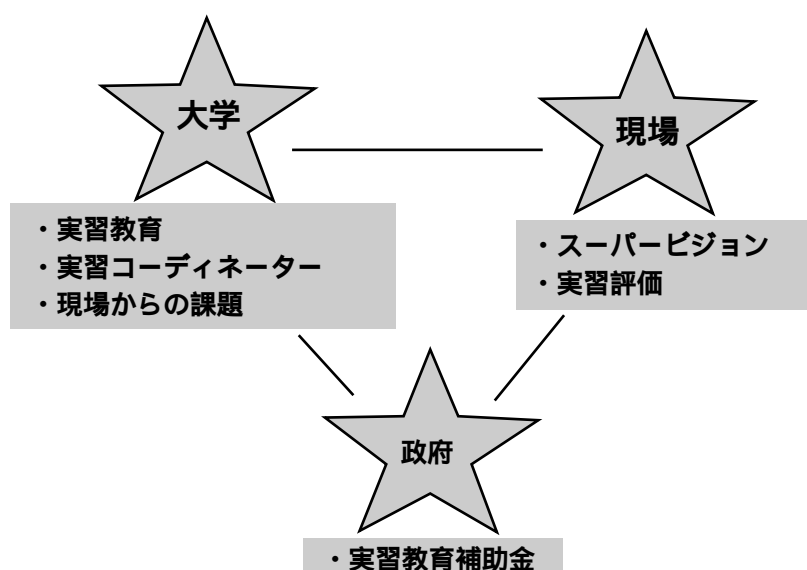
（critical thinking）ができるようになること」と明記している⁸⁾。

学生が実習生として現場に行き、もし「この方法で良いのだろうか、もっと良い方法があるのではないか。」と疑問が沸いて来た場合にこそ、真の意味でソーシャルワーカーの第一歩を踏み出していることになる。その時点で指導者側の施設職員と教員がどのように学生を指導すべきかについては、またの機会に論じたい。現場の状況は日々変わってきているので、その対処法も常に改善すべきことだけは確かである。

Ⅲ．「現場で一番優先するものは？ 連携ってそんなに大事なものは？」

最後に、ソーシャルワークの現場で一番優先するものはクライアントのニーズであること、また、実習生が、それぞれのクライアントのニーズを満たすために、いつ、いかに、どのようなサービスを提供したら良いかを現場で学ぶ際に、社会福祉実習現場と教育機関の連携が一番の鍵になる。そして現場と教育機関の連携を強化する際に不可欠なのは、政府からの援助であることも付け加えておく（【図Ⅲ．-1】参照）。

児童福祉現場と教育機関の連携が強いとされてきたアメリカでも、1980年代の後半から1990年代前半にかけて、1．児童福祉専門職の格付けが下がったこと、2．取り扱い件数が急増したこと、3．労働条件が悪化したこと、4．児童福祉現場実践のために大学側は学生を適切に教育していないのではないかと、現場側が懸念し始めた、等の理由から、一時は現場と教育機関の関係がぎくしゃくした時もあった⁹⁾。



Ⅲ．- 1 教育と実践の連携

そこで彼らがおこなったことは、いわゆる「教育機関と現場の新パートナーシップ改革」である。この改革の目標は、第一に、複雑化する子どもと家庭のニーズを考慮した革新的サービス再構築、第二に、現場のソーシャルワーカーの労働条件改良、第三に、大学での児童福祉実践教育カリキュラムの質向上をはかり、学生に、より効果的に実践のための準備をする機会を提供することであった。

パートナーシップ改革にあたり、連邦政府から相当な金額の補助金が出された。それは社会保障法（The Social Security Act）タイトルIV-Bのセクション426による児童福祉トレーニング補助金を連邦政府の児童局（the Children's Bureau）を通して、あるいは、社会保障法タイトルIV-Eの児童福祉トレーニング基金を直接に受理するかたちで行なわれた。過去数年間で、50余のソーシャルワーク教育プログラムがセクション426の補助金を、また、

75余のそれがタイトルIV-Eトレーニング基金を活用し、児童福祉分野では、例えばウイコンシン大学が5つの児童福祉実践教育モデルをつくりあげた。加えて、この連邦からの援助により、カリフォルニア大学、ボストンカレッジをはじめとする多くの大学が、卒業までに習得すべき適性能力（competencies）のリストを作成した^{10）}。言うまでもなく、今回の分析に使用した模範シラバス集も、ソーシャルワーク教育機関と現場の連携を担う中心機関である米国ソーシャルワーク教育協議会の努力の成果である。

おわりに

本稿では、第一に、これからのソーシャルワーカーに求められるもの、特に価値観について、そして第二に政府の援助を受けての教育機関と現場の連携の重要性について、アメリカの児童

福祉実践教育模範シラバスの分析を交えながら論じた。当日のシンポジウムでは筆者自らのアメリカでの実習体験等を例にあげて説明したが、書面の制限もあり割愛させていただいた。

21世紀に日本の状況がどのように変わっていくのか、筆者にはいまだに予測しかねるが、「今」という時点をその場、その場でとらえ、「今」生きる一人一人のウェルビーイングを最大に考慮し、「今」の現状に一番適するソーシャルワーク実践のありかた・方法を皆と連携しながら考え、構築していけたらと願っている。

注

- 1) CSWE (Council on Social Work Education: 社会福祉教育協議会) は、アメリカのソーシャルワーク学士・ソーシャルワーク修士を認可する組織であり、日本社会福祉事業学校連盟に該当する。『児童福祉実践教育：模範的シラバス要約集』には、選抜された15の児童福祉実践シラバスが記載されている。その概要を【表1】に記載する。
- 2) 『ソーシャルワーカーの役割と機能』(1999) マーガレット・ジベルマン/日本ソーシャルワーカー協会訳. 相川書房 p.9
- 3) <http://www.cswe.org/bswcps.htm> および <http://www.cswe.org/mswcps.htm>
- 4) 『児童福祉実践教育：模範的シラバス要約集』 p.78
- 5) 同上 p.45
アメリカでのソーシャルワークの最近の動向として回復力 (resilience) と共にあげられているのは、臨床および精神保健ソーシャルワーク実践家増、児童福祉サービスの民営化、成果 (outcomes) に基盤をおいたサービス提供 (効果測定重要視)、問題解決中心の処遇、多文化・学際的 (interdisciplinary) 実践モデル、サービス統合化、マネージドケア等である。
- 6) 同上 p.67-76. (テキサス大学)
- 7) 『ソーシャルワーカーの役割と機能』 p.9
1993年の全米ソーシャルワーカー協会 (NASW) の統計によると、1991年度 NASW 会員の 32.7% が精神保健領域で従事している。
- 8) CSWE はソーシャルワーク科目を「一般教育科目 (liberal arts)」、「専門基礎科目 (professional foundation)」、「専門科目 (concentration course)」の3分野に分けており、「一般教育科目」は3分野の内最も基礎的な科目で、1. 実践上の人と環境の相互作用、2. 多様の文化的背景、3. 知識と態度、4. コミュニケーション・スキル、5. 批判的思考、社会的、心理的、哲学的、生物学的問題、人間の行動に関する問題、社会問題を理解することを目標とする。
- 9) 『児童福祉実践教育：模範的シラバス要約集』 p.iv
- 10) 同上. P.152-153, p.160-166.

【表1】『児童福祉実践教育：模範的シラバス要約集』("Educating for Child Welfare Practice: A Compendium of Exemplary Syllabi") 収録シラバス一覧表

#	大 学 名	担当教員	クラス名	特 徴
学部レベル：1～4				
1.	Edinboro University of Pennsylvania	D. F. Hixon	児童福祉サービス (Child Welfare Services)	児童虐待を軸に、児童福祉の基礎を学ぶ。虐待の種類、リスク要因、家族支援方法、治療、通告方法、裁判手続き等、実際スキルを習得。里親、養子縁組、施設入所等、代替的家族についても検討。
2.	San Francisco State University	M. Roditti	児童福祉 (Child Welfare)	家族・子どもへの福祉サービスの入門クラス。家族の強さ、既存能力を活用して問題発生を予防するアプローチを重視。家族の様々なニーズに基づき、既存の児童福祉サービスを検討・批判。
3.	Northeastern State University	H. W. Beaver	家族子ども福祉サービス (Family & Child Welfare Services)	家族・子どもへの既存福祉サービスについて、その背景、政策、法的システムを検討し、実際に家族・子どもが直面している問題、理論、そしてソーシャルワーカーの果たす役割を理解する。多様性への理解も促す。
4.	University of Texas at Austin	M. Mulvaney	統合セミナー (Integrative Seminar)	実習と並行して取るクラス。現場に必要な実践的知識・スキル (価値観・倫理、面接方法、アセスメント方法等) を学ぶ。実習先の経験を討議し理論との統合を試みる。州の児童福祉司養成プログラム提携クラス。
大学院レベル実践コース (対人援助、援助技術) : 5～9				
5.	San Diego State University	T. A. Fong	傷つきやすく弱い (vulnerable) 子どもの心理社会的発達 (Psychosocial Development of Vulnerable Children)	子どもの心理的発達の内、特に傷つきやすく弱い子どもの回復力と保護的影響 (protective influence) に焦点をあてる。社会的環境における人間行動を重視。
6.	Washington University	D. Paulsrud	家族実践：理論・問題と課題 (Family Practice: Theory, Problem, & Issues)	ファミリー・サポート・サービス、家庭維持、バ・トナ・シップ等の、最近の子どもと家族への公的社会福祉サービスの問題や動向を吟味し、サービス統合化を目的とする革新的介入方法を紹介する。
7.	University of Texas Arlington	M. Scannapieco	児童虐待とネグレクト (Child Abuse & Neglect)	児童虐待のダイナミックスとインディケーターに焦点をあて、被害児とその家族の特徴・必要なサービスを紹介。家庭維持、代替ケア、バ・マネンシ・プランニングに関連する実践技術を検討。
8.	Boston College	R. Warsh	児童福祉ソーシャルワーク実践 (Social Work Practice in Child Welfare)	バ・マネンシ・プランニングと「1980年養子縁組と児童福祉法」を指導原則とした児童福祉実践の知識と技術を提供。児童福祉実践の法的基盤に注目。家族維持プログラム重要性強調。
9.	University of California at Los Angeles	C. Friend	公的児童福祉統合セミナー (Integrative Seminar on Public Child Welfare)	受講生が、公的児童福祉科目の内容を現在進行中の現場実習に応用し、カリフォルニア州社会福祉教育センター委員会が採択した「公的児童福祉ワーカーの能力基準」に達することを目標とする。
大学院レベル政策コース: 10～13				
10.	University of Washington	P. J. Pecora & J. K. Whittaker	子どもと家族、政策とサービス (Child & Family Policy & Services)	児童福祉政策決定までの価値、調査、実効性を歴史的に分析し、今後の変革を提言する。家族・子どもと国家・地方自治体の関係を理解する。授業は講義や学生の読後感想の発表、グループ発表。
11.	Washington University	J. L. Zlotnik	子ども、若者、家族への政策とサービス (Policy & Services for Children, Youth & Families)	児童福祉政策決定の基本を理解し、価値・社会構造の影響に着眼する。利用者中心、特に異文化の人々のニーズに配慮した施策を検討する。実習機関でソーシャルワーカーの実践を学ぶ。発表中心。
12.	University of Minnesota-Twin Cities	E. Wattenberg & I. M. Sellars	現代児童福祉：政策、プログラム、調査と問題 (Contemporary Child Welfare: Policy, Programs, Research, & Emerging Issues)	児童虐待、最近の福祉制度改革などを中心に児童福祉政策を学ぶ。家族中心の政策の中で、児童虐待からの保護、バ・マネンシ・プランの立て方、家族維持のバランス等を理解する
13.	Augsburg College	A. A. Bibus	児童福祉：歴史、政策、実践 (Child Welfare: History, Policy, & Practice)	学生が将来児童家庭福祉分野で働く際に、自信を持って実践できることを目的とする。NASWの基準で隠れてしまう価値・態度を洞察する。授業で習得した内容を公的児童福祉機関の実践に関連づける。
特別トピック：14～15				
14.	University of Maryland	D. De Paniglis	児童福祉における調査研究 (Research in Child Welfare)	児童福祉制度の調査で質問項目の立て方、方法、結果を批判的に習得する。調査のテーマは児童福祉実践でソーシャルワークの介入が、地域、福祉機関、施策、家族、個人のレベルでの程度効果的であったか分析すること。
15.	George Mason University	S. H. Rome	ソーシャルワークと法律 (Social Work & the Law)	学生は実際の事件の記録を読みながら、法制度を批判的に理解し、ソーシャルワーカーの役割を弁護士と対比させて学ぶ。授業で扱う主なテーマは：子どもと家庭、誤った処遇と責任、マイノリティ・被抑圧グループ。